

SBIアーキクオリティ株式会社 適合証明検査業務料金規程

（趣旨）

第1条

この規程は、SBIアーキクオリティ株式会社（以下「SBIAQ」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」に定める適合証明検査業務に係る料金（以下「適合証明料金」という）について必要な事項を定める。

（新築住宅【フラット35・財形住宅融資】の料金）

第2条

新築住宅【フラット35・財形住宅融資】の適合証明料金は、別表1「新築住宅【一戸建て等】」、別表2「新築住宅【共同建て】」に掲げるとおりとする。

（中古住宅【フラット35・財形住宅融資】の料金）

第3条

中古住宅【フラット35・財形住宅融資】の適合証明料金は、別表3「中古住宅」に掲げるとおりとする。

（賃貸住宅融資の料金）

第4条

賃貸住宅融資の適合証明料金は、別表4「賃貸住宅融資」に掲げるとおりとする。

（リフォーム融資の料金）

第5条

リフォーム融資の適合証明料金は、別表5「リフォーム融資」に掲げるとおりとする。

（検査に係る出張費）

第6条

現場検査で検査員等の職員が出張する場合、第2条から前条までの料金の額に、別表6「遠隔地加算」により計算した額の出張費を加算する。

（休日の検査）

第7条

現場検査をSBIAQが定める休日に行う場合は、第2条から5条までの料金の額に、各別表の「その他」の欄に掲げる追加料金を加算する。

（再検査料金）

第8条

SBIAQが現場の再検査が必要と認めた時の再検査の料金は、各別表の「その他」の欄に掲げるとおりとする。

(適合証明書の再交付料金)

第9条

申請者が適合証明書を紛失した場合等の再交付料金は、各別表の「その他」の欄に掲げるとおりとする。

(料金の支払期日)

第10条

適合証明料金の支払期日は、適合証明検査業務料金の請求書に記載された支払期日とする。

(料金の支払方法)

第11条

1. 申請者は適合証明料金を前条の支払期日までに、銀行振込により納入するものとする。ただし、緊急を要する場合、または申請者とSBIAQ協議の上、別の収納方法によることができる。
2. 振込みの料金は申請者の負担とする
3. 適合証明料金は初回の申請時に適合証明書発行までに必要とするすべての検査料金を一括して支払うものとする。ただし、申請者とSBIAQ 協議の上、別の取扱とすることができる。

(料金の返還)

第12条

1. 収納した適合証明料金は返還しない。ただし、SBIAQ の責に帰すべき事由により適合証明検査業務が実施できなかった場合には、申請者と SBIAQ 協議の上、別の取扱いをすることができる。
2. 返還は銀行振込により変換するものとする。ただし、緊急を要する場合、または申請者と SBIAQ 協議の上、別の変換方法によることができる。
3. 振込み料金は返還する金額に含まれるものとする。

(その他)

第13条

本規程を適用することができない特別な理由を有する物件の適合証明料金については、別に定めることができる。

(附則)

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日より施行する。

制定：平成 22 年 10 月 7 日

改定：平成 23 年 2 月 1 日

改定：平成 23 年 5 月 1 日

改定：平成 23 年 9 月 1 日

別表1
新築住宅【一戸建て等】
(フラット35・財形住宅融資)

別表1

単位(円)・税込

一戸建て				
申請内容 ※1		設計検査	現場検査 ※2	
			中間現場検査	竣工現場検査
適合証明のみ 申請		10,500	21,000	21,000
	フラット35S	21,000	26,250	26,250
確認申請を SBIAQ に申請 ※3		5,250	13,125	13,125
	フラット35S	15,750	15,750	15,750
性能評価を SBIAQ に申請 ※4・※5		手続不要	手続不要	5,250
	フラット35S	手続不要	手続不要	5,250
連続建て・重ね建て				
申請内容 ※1		設計検査	現場検査 ※2	
			中間現場検査	竣工現場検査
適合証明のみ 申請		$10,500 + n \times 2,100$	$21,000 + n \times 2,100$	$21,000 + n \times 2,100$
	フラット35S	$21,000 + n \times 2,100$	$26,250 + n \times 2,100$	$26,250 + n \times 2,100$
確認申請を SBIAQ に申請 ※3		$5,250 + n \times 1,050$	$13,125 + n \times 1,050$	$13,125 + n \times 1,050$
	フラット35S	$15,750 + n \times 1,050$	$15,750 + n \times 1,050$	$15,750 + n \times 1,050$
性能評価を SBIAQ に申請 ※4・※5		手続不要	手続不要	$5,250 + n \times 525$
	フラット35S	手続不要	手続不要	$5,250 + n \times 525$
竣工済特例				
申請内容 ※1		設計検査	竣工現場検査 ※2	
適合証明のみ 申請	一戸建て	15,750	47,250	
	フラット35S	26,250	57,750	
	連続建て	$15,750 + n \times 2,100$	$47,250 + n \times 2,100$	
	重ね建て	$26,250 + n \times 2,100$	$57,750 + n \times 2,100$	
確認申請を SBIAQ に申請	一戸建て	10,500	31,500	
	フラット35S	21,000	36,750	
	連続建て	$10,500 + n \times 1,050$	$31,500 + n \times 1,050$	
	重ね建て	$21,000 + n \times 1,050$	$36,750 + n \times 1,050$	
その他				
現場検査日が休日			21,000	
再検査 ※1			上記現場検査料金×1/2	
適合証明書の再発行			10,500	
n=対象住戸数-1				
※1 フラット35S:優良住宅取得支援制度(通常タイプ・20年金利引下げタイプ) ただし、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「省エネルギー性」、「耐久性・可変性」については、フラット35S以外の料金を適用します。 ※2 建設地により別途出張料金が加算されます(別表6:遠隔地加算を参照)。 ※3 確認申請の審査終了後に適合証明業務を申請する場合は、追加料金2,100円となります。 ※4 設計住宅性能評価において一定の等級を満たさず、設計検査を省略できない場合は、「適合証明のみ申請」又は「確認申請をSBIAQに申請」の料金を適用します。 ※5 建設住宅性能評価において一定の等級を満たさず、設計検査及び中間現場検査を省略できない場合は、「適合証明のみ申請」又は「確認申請をSBIAQに申請」の料金を適用します。				

別表 2
新築住宅【共同建て】
(フラット35・財形住宅融資)

別表2

単位(円)・税込

共同建て		
申請内容 ※1	設計検査	竣工現場検査 ※2
適合証明のみ 申請	42,000+n×5,250	63,000+n×5,250
フラット35S	63,000+n×5,250	84,000+n×5,250
確認申請を SBIAQ に申請	21,000+n×5,250	42,000+n×5,250
フラット35S	42,000+n×5,250	63,000+n×5,250
性能評価を SBIAQ に申請 ※3・※4	手続不要	10,500+n×5,250
フラット35S	手続不要	10,500+n×5,250
共同建て(登録マンション)		
申請内容 ※1	設計検査	竣工現場検査 ※2
適合証明のみ 申請	31,500+n×5,250	63,000+n×5,250
フラット35S	52,500+n×5,250	84,000+n×5,250
確認申請を SBIAQ に申請	10,500+n×5,250	31,500+n×5,250
フラット35S	31,500+n×5,250	52,500+n×5,250
性能評価を SBIAQ に申請 ※3・※4	手続不要	5,250+n×525
フラット35S	手続不要	5,250+n×525
その他		
現場検査日が休日		21,000
再検査 ※2		上記現場検査料金×1/2
適合証明書の再発行		10,500
n=対象住戸数-1		
※1 フラット35S:優良住宅取得支援制度(通常タイプ・20年金利引下げタイプ)。 ただし、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」については、フラット35S以外の料金を適用します。 ※2 建設地により別途出張料金が加算されます(別表6:遠隔地加算を参照)。 ※3 設計住宅性能評価において一定の等級を満たさず、設計検査を省略できない場合は、「適合証明のみ申請」又は「確認申請を SBIAQ に申請」の料金を適用します。 ※4 建設住宅性能評価において一定の等級を満たさず、設計検査を省略できない場合は、「適合証明のみ申請」又は「確認申請を SBIAQ に申請」の料金を適用します。		

別表 3
中古住宅
(フラット 35・財形住宅融資)

別表3

単位(円)／戸・税込

申請内容 ※1	物件検査基本料金 ※2	耐久性検査加算 ※3	耐震評価加算 ※4
一戸建て等	31,500	10,500	18,900
	フラット35S		
共同建て	42,000	10,500	18,900
	フラット35S		
加算・減額			
フラット35S(通常タイプ・20年金利引下げタイプ) [耐震性]、[バリアフリー性]の物件検査 過去の適合証明書又は建設住宅性能評価書等の活用により適合性の確認ができない場合		加算	31,500
※5	① 登録マンション(旧公庫マンション情報登録機関に登録したマンション)の場合	減額	10,500
	② 共同建て同一棟の他住戸における SBIAQ発行の適合証明書を活用	減額	物件検査基本料金×1/2
	現場検査が不要となる場合	減額	10,500
その他			
現場検査日が休日			21,000
再検査 ※1			8,400
適合証明書の再発行			10,500
<p>※1 フラット35S:優良住宅取得支援制度(中古タイプ・通常タイプ・20年金利引下げタイプ) ただし、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」については、フラット35S以外の料金を適用します。</p> <p>※2 建設地により別途出張料金が加算されます(別表6:遠隔地加算を参照)。</p> <p>※3 耐久性検査:「主要構造部を耐火構造とした住宅」又は「準耐火構造の住宅」以外の住宅に必要な耐久性基準に係る検査。</p> <p>※4 耐震評価:「建築確認日がS56(1981).5.31以前」又は「表示登記の原因及びその日付がS58(1983).3.31以前」の住宅(いわゆる旧耐震の住宅)の場合に必要な耐震評価。</p> <p>※5 ②の場合、①の減額は適用されません。</p>			

別表 4
賃貸住宅融資

別表4

単位(円)・税込

賃貸住宅			
申請内容		設計検査	竣工現場検査 ※1
適合証明のみ 申請	高齢者対応以外	$31,500 + n \times 5,250$	$63,000 + n \times 5,250$
	高齢者対応	$52,500 + n \times 5,250$	$84,000 + n \times 5,250$
確認申請を SBIAQ に申請	高齢者対応以外	$26,250 + n \times 5,250$	$52,500 + n \times 5,250$
	高齢者対応	$47,250 + n \times 5,250$	$73,500 + n \times 5,250$
性能評価を SBIAQ に申請 ※2	高齢者対応以外	$15,750 + n \times 5,250$	$31,500 + n \times 5,250$
	高齢者対応	$26,250 + n \times 5,250$	$42,000 + n \times 5,250$
その他			
現場検査日が休日		21,000	
再検査	※1	上記竣工現場検査料金×1/2	
適合証明書の再発行		10,500	
n = 対象住戸数 - 1			
※1 建設地により別途出張料金が加算されます(別表 6:遠隔地加算を参照)。			
※2 住宅性能評価において一定の等級を満たす場合に限りです。			

別表 5
リフォーム融資

別表5

単位(円)／戸・税込

リフォーム			※1
申請内容	財形リフォーム	機構リフォーム(耐震・バリアフリー)	
適合証明のみ申請	63,000	84,000	
確認申請を SBIAQ に申請	42,000	63,000	
性能評価を SBIAQ に申請	31,500	52,500	
その他			
現場検査日が休日		21,000	
再検査	※1	8,400	
適合証明書の再発行		10,500	
※1 建設地により別途出張料金が加算されます(別表 6:遠隔地加算を参照)。			

別表 6
遠隔地加算

別表6

単位(円)・税込

関東	東京都	23区以外の地域	5,250
	神奈川県	川崎市、横浜市以外の地域	
	千葉県	市川市、船橋市、浦安市以外の地域	
	埼玉県	和光市、新座市、朝霞市、志木市以外の地域	
	茨城県		
	群馬県		
北海道・東北	栃木県		15,750
	北海道		別途御見積による
	青森		
	秋田		
	岩手		
	宮城		
山形			
甲信越・北陸	福島		47,250
	新潟		31,500
	長野		42,000
	山梨		26,250
	富山		別途御見積による
	石川		
東海	福井		26,250
	静岡		
	愛知		
	岐阜		
近畿	三重		47,250
	滋賀		
	京都		
	大阪		
	兵庫		
	奈良		
中国	和歌山		別途御見積による
	鳥取		
	島根		
	岡山		
	広島		
四国	山口		別途御見積による
	徳島		
	香川		
	愛媛		
九州・沖縄	高知		別途御見積による
	福岡		
	佐賀		
	長崎		
	大分		
	熊本		
	宮崎		
鹿児島			
沖縄			
当本事務所からの移動時間が往復6時間を超える場合 島しょ部の場合			上記の表によらず、別途御見積による